

# 岐阜県公報

第二千三百七十五号  
平成二十四年八月三十一日

(金曜日)

公共測量の実施  
公共測量の終了

(用地課) 五九一  
(同) 五九二

## 目次

### 規則

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 五八二<sup>ページ</sup>

### 告示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 五八二

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 五八六

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示の一部改正

(出納管理課) 五八七

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(同) 五八七

保安林の指定予定

(郡上農林事務所) 五八七

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 五八七

政治団体の異動事項の公表

(同) 五八八

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 五八九

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 五九〇

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 五九〇

### 公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五九〇

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 五九一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 五九一

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日  
に当たる  
ときは翌日)

平成二十四年八月三十一日

規則

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年岐阜県規則第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「本職地の確認ができるもの」を「本職地（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者にあつては、国籍を記載し、発行の日から6月以内のもの）」、「又は外国人登録証明書」を「。ただし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類」に改む。」「（発行の日から6月以内のもの）」を改む。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
株式会社虹の杜	愛知県春日井市島居松町六二	訪問介護	ケアセンター	関市池尻九一三三	平成二四・四・一
株式会社虹の杜	愛知県春日井市島居松町六二	訪問介護	ケアセンター	関市池尻九一三三	同
株式会社虹の杜	愛知県春日井市島居松町六二	訪問介護	ケアサービスセンター	関市池尻九一三三	同
株式会社虹の杜	愛知県春日井市島居松町六二	訪問介護	ケアサービスセンター	関市池尻九一三三	同
医療法人社団 崇仁会	養老郡養老町船附字中代一三四四	通所介護	デイサービス	海津市平田町仏師川四六一	同



旭商事有限会社	九一	養老郡養老町飯田四二	認知症対応型介護	デイサービス	くるみ	九一	養老郡養老町飯田四二	同
旭商事有限会社	九一	養老郡養老町飯田四二	認知症対応型介護	デイサービス	くるみ	九一	養老郡養老町飯田四二	同
たんばば薬局株式会社	岐	岐阜市若宮町九一六	居宅療養管理指導	グリーン薬局院前店	東海中央病院	各務原市蘇原東島町四一五六一階	J・A・R	同
たんばば薬局株式会社	岐	岐阜市若宮町九一六	居宅療養管理指導	グリーン薬局院前店	東海中央病院	各務原市蘇原東島町四一五六一階	J・A・R	同
株式会社ファーマシーリンク	各務原市川島松倉町二三五〇七〇	居宅療養管理指導	ふかせ調剤薬局	ふかせ調剤薬局	山県市東深瀬六六四六	同	同	同
株式会社ファーマシーリンク	各務原市川島松倉町二三五〇七〇	居宅療養管理指導	ふかせ調剤薬局	ふかせ調剤薬局	山県市東深瀬六六四六	同	同	同
社会福祉法人 仁愛会	可児市川合字大廻間七九三一	短期介護生活介護	シヨートステイフロール	シヨートステイフロール	可児市川合七九三一	同	同	同
社会福祉法人 仁愛会	可児市川合字大廻間七九三一	短期介護生活介護	シヨートステイフロール	シヨートステイフロール	可児市川合七九三一	同	同	同
医療法人 聡仁会	各務原市蘇原柿沢町一四七	介護予防小規模多機能型居宅介護	フクロウの郷	フクロウの郷	各務原市蘇原柿沢町一四七	同	同	同
有限会社キャロット介護サービス	各務原市つつじが丘三一三三四	介護予防訪問介護	有限会社キャロット介護サービス	有限会社キャロット介護サービス	各務原市各務おがせ町六一三二七	同	同	同
合資会社ケア・ワークス岐阜	大垣市池尻町七六九	訪問介護	訪問介護ステーション	訪問介護ステーション	大垣市荒尾町一七三一一六二〇二	同	同	同
合資会社ケア・ワークス岐阜	大垣市池尻町七六九	訪問介護	訪問介護ステーション	訪問介護ステーション	大垣市荒尾町一七三一一六二〇二	同	同	同
ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野二一五六一五	居宅療養管理指導	ピノキオ薬局	東海中央店	各務原市蘇原東島町四一二七	同	同	同
ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野二一五六一五	居宅療養管理指導	ピノキオ薬局	東海中央店	各務原市蘇原東島町四一二七	同	同	同



株式会社あらいふ	多治見市北丘町四一七 一四〇	介護予防 訪問介護	ヘルパーステーション あらいふ風花	あ	多治見市松坂町二二 三一	同
株式会社ウイックス	土岐市肥田浅野元町一 三三二	通所介護	心音ケアセンター土岐	同	土岐市肥田浅野元町一 三三二	同
株式会社ウイックス	土岐市肥田浅野元町一 三三二	介護予防 通所介護	心音ケアセンター土岐	同	土岐市肥田浅野元町一 三三二	同
株式会社ウイックス	土岐市肥田浅野元町一 三三二	訪問介護	心音ケアセンター土岐	同	土岐市肥田浅野元町一 三三二	同
株式会社ウイックス	土岐市肥田浅野元町一 三三二	介護予防 訪問介護	心音ケアセンター土岐	同	土岐市肥田浅野元町一 三三二	同
社会福祉法人 三縁の会	大垣市多芸島一 七一一	居宅介護 支援事業	サツトヴァの園 居宅介護 支援事業所	同	大垣市多芸島一 七一一	同

岐阜県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
有限会社ナガヤ時計店	瑞浪市寺河戸町一一八 四二	福祉用具 貸与	新 ナガヤ 福祉用具 旧 松下電工エイジフリー 介護チエーン瑞浪店	瑞浪市寺河戸町一一八 四二	平成二三・一二・一
有限会社ナガヤ時計店	瑞浪市寺河戸町一一八 四二	特定福祉 用具販売	新 ナガヤ 福祉用具 旧 松下電工エイジフリー 介護チエーン瑞浪店	瑞浪市寺河戸町一一八 四二	同
有限会社ナガヤ時計店	瑞浪市寺河戸町一一八 四二	介護予防 福祉用具 貸与	新 ナガヤ 福祉用具 旧 松下電工エイジフリー 介護チエーン瑞浪店	瑞浪市寺河戸町一一八 四二	同



1 政党の支部  
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党郡上市高鷲町支部	山川直保	日置清一郎	郡上市高鷲町大鷲813	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
国生会	林崇司	犬塚篤	多治見市笠原町1253 12
仙石あさよしを育てる会	安田真敏	河田 鎬次	各務原市上中屋町5 175
西尾努と10年後のわくわくする恵那を考える会（西尾つとむ後援会）	西尾 努	安田 智宏	恵那市大井町271 56

(ロ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名
日本共産党井上さとし後援会	水野善文	小倉 宣枝	中津川市本町3 1 36	衆議院議員	井上 諭

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党岐阜県支部	代表者 夏目克彦 会計責任者 山本政敏	村瀬和博	鷺見秀文
自由民主党岐阜県支部	主たる事務所の所在地 岐阜市巨島中町1-30	大垣市荒尾玉池2-57	
自由民主党岐阜県支部	代表者 近藤剛弘	山内茂義	
自由民主党岐阜県支部	代表者 内藤哲男	安田隆夫	
自由民主党岐阜県支部	代表者 高橋秀幸	内藤哲男	
自由民主党岐阜県支部	代表者 森下真次	野村孝司	
自由民主党宮川支部	代表者 井戸坂雄一	森下真次	
岐阜県藤井基之薬剤師後援会	代表者 近藤剛弘	山内茂義	
岐阜県薬剤師政治連盟	代表者 近藤剛弘	山内茂義	
木村ちあきを育てる会	代表者 近藤哲也	木村吉男	

黒瀬やすたか後援会	代表者	犬塚篤	鷺見孝一	高田彌
国生会	代表者 高田文一後援会			
中部電力労働組合政治連盟岐阜総支部	代表者 長屋ちとせを励まし育てる会			
西川弘後援会	代表者 西川弘後援会			

岐阜県選挙区選挙管理委員会 総務課 電話 057-241-1100

岐阜県選挙区選挙管理委員会 総務課 電話 057-241-1100  
 岐阜県選挙区選挙管理委員会 総務課 電話 057-241-1100  
 岐阜県選挙区選挙管理委員会 総務課 電話 057-241-1100

平成二十三年八月三十一日

岐阜県選挙区選挙管理委員会  
 総務課 大 塚 保 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
栗野よしあきを育てる会	栗野 豊	栗野 保行	揖斐郡揖斐川町上東野76-2	平成24年7月9日			
井上土岐夫後援会	藤井 俊憲	藤井 章	岐阜市土岐口北町3-17	平成24年7月12日			
梅原いさむを囲む会	岡野 勲	梅原 ミチル	可児郡御嵩町器坂5285	平成24年7月1日			
国生会	林 崇司	犬塚 篤	多治見市笠原町1253-12	平成24年6月22日			
谷村松男後援会	檀 並基	矢崎 真也	山県市梅原2645-1	平成24年7月9日			

長沢忠男後援会	田 中 健 康	東 賢 一	大垣市本今町1700
長沢忠男政治研究会	長 沢 忠 男	早 野 明 彦	大垣市荒尾町1802 25
水野ますひろ後援会	水 野 美津夫	水 野 美智子	岐阜市芥見 4 8 1
			平成24年 7月31日
			平成24年 7月31日
			平成24年 6月29日

岐阜県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体名	異動事項	新	旧
西川 弘	西川弘後援会	主たる事務所の所在地	岐阜市加野7 31 5	岐阜市裁江町2

岐阜県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
-----------	-------	-----------	------------	--------

長沢 忠男	大垣市議会議員	長沢忠男政治研究会	大垣市荒尾町18 02 25	長沢 忠男
-------	---------	-----------	----------------	-------

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年八月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ナチュラルライフ・デザイン
- 三 代表者の氏名 岩砂 晶子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良友瀬九九番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域、日本及び世界中の人々を対象に、自然体験活動、野外学習、冒險教育、環境教育等のプログラムやイベントの企画、実施運営を行う。同時に、自然共存型社会構築に関する調査と仕組みづくりの提案などの事業を行い、私たちの住む地球の豊かな自然環境を次の世代に手渡すとともに、日本の自然が育んだ地域文

化の持続発展に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設（増床）の届出は取り下げられたので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 取り下げられた届出

1 届出年月日

平成二十四年七月五日

2 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

3 建物の名称及び所在地

ゲンキー下米田店

美濃加茂市下米田町今一七四 一 外

4 大規模小売店舗の新設日

平成二十五年三月七日

5 店舗面積

一、三八六平方メートル

6 駐車場の収容台数

五三台

7 荷さばき施設の面積

四四平方メートル

二 取り下げ年月日

平成二十四年八月十日

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年八月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

イオンモール各務原

各務原市那加萱場町三丁目八番地

二 意見の概要

各務原市長の意見

・変更予定の開店時刻は、通学、通勤の時間帯と重なることから、交通安全対策、とりわけ児童の交通安全対策に配慮願いたい。

・開店時刻の変更に伴う早朝の物品搬入については、騒音等、周辺住民への影響に配慮すること。また、搬入車両が待機する際には、アイドリングさせないようにすること。

（届出事項 変更）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十四年八月二十七日から

同 二十五年三月十五日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により高山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

高山市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十四日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

高山市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により土岐市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

土岐市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十六日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

土岐市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により飛騨市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

飛騨市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月九日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

飛騨市